

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）第 3 条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市 7 条通 10 丁目 旭川市第二庁舎 5 階
旭川市総務部契約課物品担当
電話 0166-25-5736
FAX 0166-26-1323

2 一般競争入札に付する物品購入等の内容

- (1) 入札件名 ロータリ除雪車の購入
- (2) 規 格 入札説明書のとおり
- (3) 数 量 1 台
- (4) 納入場所 入札説明書のとおり
- (5) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日
- (6) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目 1580（除排雪用車両）の入札参加資格を有し、地域区分 51 の市内、地域区分 52 の近隣 8 町又は地域区分 53 の準市内の者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係及び人的関係については 10(2)を参照。）。

- 4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先
1に同じ。

5 入札参加の申請

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）で定める欧州連合等の供給者であって、3(1)に定める要件を満たさないものは、旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿への登録申請を行い、随時の認定を受けることができる。

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時15分
- (2) 提出場所 1に同じ。
- (3) 提出方法 持参又はファクシミリによること（郵送による提出は認めない。）。
なお、ファクシミリによる提出の場合は、事前に電話連絡すること。

6 開札の日時及び場所等

- (1) 開札の日時 令和7年5月21日（水）午前11時30分
- (2) 開札の場所 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階 契約課入札室
- (3) 開札の方法

入札事務に関係のない職員の立会いの下で開札を行うものとし、落札者へ通知するものとする。

(4) 開札の傍聴

入札参加者その他の傍聴を希望する者は、旭川市物品購入等の競争入札（持参又は郵送提出）傍聴要領の規定に基づき開札を傍聴することができるので、開札執行予定時刻までに1まで申し込むこと。

なお、開札会場の都合により他の入札を合わせて傍聴人は10名までとする。

(5) 入札書の提出方法

事前に持参又は郵送すること（ファクシミリによる入札は認めない。）。

- (6) 入札書の提出期限 令和7年5月20日（火）午後5時15分

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市物品購入等競争入札心得（持参又は郵送提出用）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成 要する。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (5) 支払条件 一括後払いとする。

(6) 違約金

落札者が契約を締結しない場合、2(6)に定める落札価格の100分の3に相当する額の違約金を旭川市に納付するものとする。

(7) この入札（申請、質疑、契約等を含む。）に使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。なお、提出書類のうち外国語で記載した事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

(8) 詳細は入札説明書による。

9 議会の議決

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年旭川市条例第14号）の規定により旭川市議会の議決に付さなければならないため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

10 その他

(1) 落札決定から本契約の締結までの間に旭川市が落札者を指名停止とした場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わない。この場合において落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる一切の損害の賠償を請求することができない。

(2) 3(5)でいう資本関係又は人的関係とは、次のとおりである。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、ア又はイと同視し得る特定関係があると認められる場合

(ア) 事業協同組合等の組合等と当該組合等の構成員の関係にある場合